

宮崎学園短期大学 学費分納制度について

宮崎学園短期大学では、経済負担を軽減するために学費分納制度があります。
申請の要件、納付期限等を示しておりますので、必要な方はぜひご利用ください。

◇ 概要 ◇

1 分納申請の要件

学費を負担する者が、次のいずれかに該当する場合

- (1) 市町村民税の均等割のみを課されている者で、納入期限までに学費を納入することが困難な場合
- (2) 不慮の災害又は疾病等により納入期限までに授業料等を納入することが困難な場合
- (3) その他やむを得ない特別な事情があり、納入期限までに学費を納入することが困難な場合

注：高等教育修学資金（給付型）及び保育士修学資金の対象者は該当しません。

2 分納納付期限

| 1 回 目 | 2 回 目 | 3 回 目 | 4 回 目 |
|-------|-------|--------|-------|
| 4月20日 | 7月20日 | 10月20日 | 1月20日 |

※期日が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。

※前期の最終期限（7月20日）及び後期の最終期限（1月20日）までに完納できなかった場合は、前期試験及び後期試験の受験はできなくなり、卒業(2年生)または次学期の履修登録(1年生)はできなくなります。

3 申請方法

(1) 別紙申請書の提出

(2) 受付期間 ※土・日・祝日を除く

前期： 3月1日～3月31日

後期： 9月1日～9月30日

※家計急変の事由等の場合は、この限りではありません。総務課にご相談ください。

(3) 受付時間 午前8時30分～午後5時

(4) 受付方法 宮崎学園短期大学 総務部総務課窓口へ提出 または 郵送

※郵送による提出について

- ・配達記録が残る方法（簡易書留またはレターパック）で郵送。
- ・郵送の期日は、前期3月31日消印有効、後期9月30日消印有効。
- ・提出に不備がある場合は、総務課（0985-85-0146）から電話。
指定する期日までに書類等を提出。
- ・書類の受理後は、「受理票」を返送。結果通知が届くまで手元に保管。

学 費 分 納 願

宮崎学園短期大学長 殿

(自署)【申 請 人】

入学年度 _____ 年度

学籍番号 _____

住 所 〒 _____

氏 名 _____ ⑩

連 絡 先 _____

(自署)【連帯保証人】(保護者等)

住 所 〒 _____

氏 名 _____ ⑩

続 柄 _____

連 絡 先 _____

私は、下記の理由により _____ 年度 前期・後期 分の学費納入を分納したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

なお、分納期日内に納入しなかった場合は、係る処分を課されても異議申し立ていたしません。

記

理 由 _____

(詳細に) _____

※分納納付期限

| 1 回 目 | 2 回 目 | 3 回 目 | 4 回 目 |
|-------|-------|--------|-------|
| 4月20日 | 7月20日 | 10月20日 | 1月20日 |